

記入見本

提出部数: 正本1通及びその写し2通
<事業所ごと>

(日本産業規格A列4)

許可番号	派35-●●●●●●
事業所枝番号	許可証の左下隅に記載あり
許可年月日	年 月 日

3桁で記載
例: 許可証「1」→
「001」

実績なしの場合

許可及び更新申請・変更届出内容
に変更がある場合は、事前に必要
な変更の届出等(様式第5号、添
付書類の提出)を行うこと

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

報告日 → 令和 年 月 日

住所不要

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	1 氏名又は名称		個人:氏名
	2 住所		事業主住所・電話番号
(ふりがな)	3 代表者の氏名 (法人の場合)	個人の 場合空欄	役名
(ふりがな)	4 事業所の名称		「〇〇事業所」等もれなく記載
	5 事業所の住所		事業所住所・電話番号
	6 大企業、中小企業の別		1 大企業 2 中小企業 下表②参照
	7 産業分類	許可申請・許可更新時或いは前年度事業報告書提出時の企業規模・産業分類と同一が原則	分類番号 4ケタ
	8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		元号年月日で記載
	9 民営職業紹介事業との兼業		1 有 2 無 許可・届出番号 職業紹介事業の許可・届出番号記載
親会社の情報	10 親会社の名称		下表③参照 備考
	①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
	11 請負事業の実施		1 有 2 無 うち構内請負の実施 1 有 2 無
	12 備考		企業規模(常時雇用する労働者数・資本金)の大幅な変更、産業分類が変更になった場合その内容を記載
※労働局記入欄		「請負」とは 当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約すること(民法上の請負・委託・委任)。一般的には「請負契約(表現によらず)」の締結によって行われる。 昭和61年旧労働省告示第37号(派遣と請負の区分基準)による請負が該当	「構内請負」とは 発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと 製造業の構内請負の場合「1有」の数字に○印

表② 中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

表③ 親会社とは

- ①派遣元事業主を連結子会社とする者
 - ②派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
 - ③派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者
 - ④上記②、③の者と同等以上の支配力を有する者
- (派遣先事業主のことではありません)

第2面～第9面:「年度報告」=派遣元事業主の対象期間(事業年度)における派遣事業の実績を報告するもの

様式第11号 (第2面)

I 年度報告

事業年度の終了の日

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

「労働者」とは、事業に使用される者で、賃金を支払われる者(パート・アルバイト・派遣含む)。重役でも賃金を受ければ労働者)

Table with 6 columns: 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者, ⑤日雇派遣労働者, ⑥登録者 ※.

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

Table with 10 columns for contract durations (1 day to 3 years+) and 1 column for '労働者派遣契約がなかった'.

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table with 5 columns: 教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号, 教育の方法の別, 教育の実施主体の別, 受講した派遣労働者数, 1人当たりの平均実施時間. Includes a note: 派遣実績なしの場合、空欄で結構です

②その他の教育訓練 (①及び (9) に係るものを除く)

Table with 5 columns: 訓練の内容, 訓練の方法の別, 訓練の実施主体の別, 訓練費負担の別, 賃金支給の別, 1人当たりの平均実施時間.

(2) 労働者派遣事業の売上高

0

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

決算後の金額を記入

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

Table with 2 columns: 氏名又は名称, 所在地.

(7) 紹介予定派遣に関する事項

Table with 4 columns: 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人), 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人), 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人), 紹介予定派遣で職業紹介を経た直接雇用につながった労働者数 (人).

雇用安定措置の対象者
○派遣先の同一の組織単位の業務に関して1年以上の派遣業務が見込まれる有期雇用派遣労働者であって当該派遣終了後も継続して就業することを希望している者
【対象外】・無期雇用 ・60歳以上 ・有期プロジェクト業務 ・日数限定業務 ・育児・介護休業取得者の代替要員
○派遣元事業主に雇用された期間が通算して1年以上の有期雇用派遣労働者 (上記を除く)
○派遣元事業主に雇用された期間が通算して1年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者 (登録状態)

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

Table with 7 columns: 期間, 対象派遣労働者数, 第1号の措置, 第2号の措置, 第3号の措置, 第4号の措置, 備考. Includes a note: 派遣実績なしの場合、空欄で結構です

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

「Oマル」印

様式第11号 (第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業種別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

派遣実績なしの場合、空欄で結構です

様式第11号 (第4面)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く) (続)

	派遣料金 (1日 (8時間当たり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50 51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

派遣実績なしの場合、空欄で結構です

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

全業務平均	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

毎事業年度終了後速やかに前年度分の実績を公表する

マージン率等(※)については、原則として、常時インターネットの利用による情報提供が必要です。

(10) マージン率等の情報提供の状況

複数選択可	提供方法	該当する各欄に「○」を記載
<input type="checkbox"/>	インターネット	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	書類の備付け	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	その他 ()	<input type="checkbox"/>

自社で公開しているホームページ或いは自社の情報を提供しているWEBサイト等

例えば、前年度の事業報告書にマージン率を加筆したものを公開する

その他の例

パンフレット作成

自社でホームページを有していない場合等については、人材サービス総合サイトを積極的に活用すること。

人材サービス総合サイトのURLはこちら
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/jinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

(※) 「マージン率等」とは、事業所ごとの以下の内容

- 派遣労働者の数
- 派遣先事業所の数
- マージン率
(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)
- 教育訓練に関する事項
- 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する労使協定の締結の有無
(協定対象派遣労働者の範囲、労使協定の有効期間の終期)
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められるもの

【 参 考 (マージン率の算出方法) 】

〈派遣元事業所ごとに算出〉
 (平均額は加重平均。ただし事業報告書を元に算出する場合はこの限りではない。)

$$\text{【マージン率】} = \frac{\text{前年度の派遣料金の平均額 (派遣労働者1人1日8時間当たり)} - \text{前年度のお検労働者の賃金の平均額 (派遣労働者1人1日(8時間)当たり)}}{\text{前年度の派遣料金の平均額}} \times 100$$

(少数第二位四捨五入)

〈複数の派遣元事業所が一体的な経営を行っている場合〉
 その範囲内において上記と同様の方法により算出

様式第11号 (第6面)

希望する全ての派遣労働者に教育訓練の内容・実施形態等について説明できる者であること

労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うこと

(11) キャリアアップ措置の実績

許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)に基づき実績記入(随時見直し可能)

キャリアコンサルティングの経験者
職業能力開発推進者の就任経験者
3年以上の人事部門の職経験者

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者		うち社外者の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
		最低1名は社内	社外者でもよい			職務経験あり	知見あり
計							
キャリアコンサルタント		有資格者(国家資格)			—	—	—
上記以外の担当者					—		
営業職		派遣先と連絡調整を行う営業担当			—		
その他					—		

キャリアコンサルティング等の職務
経験は無いがその知識を有する者

② キャリアコンサルティングの実施状況

計	全派遣労働者数		実施を希望した者の人数				実施した者の人数			
	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者

該当派遣労働者の番号を○で囲む。

記載以上のコースがある等
書き足りない場合は
「別紙」に記載する

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計))				※1 訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以 外)	※2 訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	※3 訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	※4 貸付金の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)												
(ロ)												
ロ 職能別訓練												
(イ)												
(ロ)												
ハ 職種転換訓練												
(イ)												
(ロ)												
ニ 階層別訓練												
(イ)												
(ロ)												
ホ その他の教育訓練												
(イ)												
(ロ)												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時 間の総計」の合計 (a)										1～3年目のaの合計 (c)		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実 人数 (b)										1～3年目のbの合計 (d)		
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平 均実施時間 (a÷b)										1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓 練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った貸付金額 (1人1時間当たり平均)												

最大2つまで番号を記入

雇入年数(派遣年数ではない)

許可申請及び許可更新申請時のキャリア形成支援制度に関する計画書【様式第3号-2】に基づき実
績を記入(随時見直し可能)
実績が無い場合でも「訓練の内容等」「対象となる派遣労働者(上段)種別及び※1～※4は記載
の必要があります

「厚生労働大臣が定める基準」とは

「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練(一部省略)
・全ての派遣労働者を対象(登録・日雇派遣者含む)。(能力を十分有している等対象者数に算入しなくてよい場合あり)
・有給かつ無償
(教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する)
・キャリアアップに資する内容であること
(OJTについては計画的なOJTであること)
・入職時の教育訓練が含まれていること
(最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込みがある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要)
(1年以上雇用見込みで短時間勤務者は、フルタイム勤務者の勤務時間に比した時間の訓練機会の提供が必要)
(1年以上雇用見込みのない者は、少なくとも入職時の訓練は実施。)
・無期雇用派遣労働者には長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること

様式第11号 (第7面)

第7面～第9面 = 報告年の6月1日現在の派遣状況を報告するもの

II 6月1日現在の状況報告

6月1日が休日の場合は、以降直近の業務日についての報告をしてください

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）

派遣実績なしの場合、空欄で結構です

	雇用派遣労働者			
			協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員				
02 法人・団体役員				
03 法人・団体管理職員				
04 その他の管理的職業従事者				
05 研究者				
06 農林水産技術者				
07・08 製造技術者				
09 建築・土木・測量技術者				
10 情報処理・通信技術者				
11 その他の技術者				
12 -1 医師				
12 -2 薬剤師				
12 -3 歯科医師、獣医師				
13 -1 看護師				
13 -2 准看護師				
13 -3 保健師、助産師				
14 -1 診療放射線技師				
14 -2 臨床検査技師				
14 -3 その他の医療技術者				
15 その他の保健医療従事者				
16 社会福祉専門職業従事者				
17 法務従事者				
18 経営・金融・保険専門職業従事者				
19 教員				
20 宗教家				
21 著述家、記者、編集者				
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者				
23 音楽家、舞台芸術家				
24 その他の専門的職業従事者				
25 一般事務従事者				
26 会計事務従事者				
27 生産関連事務従事者				
28 営業・販売事務従事者				
29 外勤事務従事者				
30 運輸・郵便事務従事者				
31 事務用機器操作員				

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者	

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象 派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O A インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

--

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	